

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び

金曜日発行

(当日が休日
に当るとは、
その翌日)

目 次

◇規 則 災害救助法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県特別医療費助成条例施行規則

規 則

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十八年十月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第五十二号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則(昭和三十五年三月鳥取県規則第十号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一の二の(三)中「二九九、〇〇〇円以内」を「三七一、〇〇〇

円以内」に改める。

別表第一の一の二の1の(三)中「二二〇〇円以内」を「二四〇〇円以内」に改める。

別表第一の一の三の3の(一)の表中

五、八〇〇円	七、三〇〇円	一〇、
九、二〇〇円	一一、八〇〇円	一六

を

五〇〇円	二二、五〇〇円	一五、八〇〇円	二、二〇〇円	六〇
三〇〇円	一九、〇〇〇円	二四、〇〇〇円	三、二〇〇円	九、七

〇〇円	七、六〇〇円	一一、〇〇〇円	一三、一〇〇円	一六、六〇〇円
〇〇円	二二、四〇〇円	一七、一〇〇円	二〇、〇〇〇円	二五、二〇〇円

に改める。

二、四〇〇円
三、四〇〇円

別表第一の一の三の3の(二)の表中

二、〇〇〇円	二、七〇〇円	四
三、〇〇〇円	四、一〇〇円	五

一〇〇円	五、〇〇〇円	六、四〇〇円	八〇〇円	二、一
八〇〇円	六、九〇〇円	八、七〇〇円	一、一〇〇円	三、二

を

〇〇円	二、八〇〇円	四、三〇〇円	五、二〇〇円	六、六〇〇円
〇〇円	四、三〇〇円	六、一〇〇円	七、二〇〇円	九、一〇〇円

八〇〇円
一、一〇〇円
に改める。

別表第一の六の3中「七一、六〇〇円以内」を「八八、九〇〇円以内」に改める。

別表第一の八の3の(2)中「二、二四〇円」を「一、三四〇円」に「一、三三〇円」を「一、四四〇円」に改める。

別表第一の十一の4の(1)中「三〇〇円」を「五〇〇円」に改める。
別表第一の十二の3中「一八、九〇〇円以内」を「二二、一〇〇円以内」に改める。

別表第二の一の1中「三、九〇〇円」を「四、三〇〇円」に、「一、九〇〇円」を「二、一〇〇円」に、「一、四五〇円」を「一、六五〇円」に、「三、三六〇円」を「三、八六〇円」に、「三、五九〇円」を「四、〇〇〇円」に改める。
別表第二の一の2中「五一円」を「五六四円」に、「二四九円」を「二七五円」に、「一九〇円」を「二二六円」に、「四四一元」を「五〇六円」に、「四七一元」を「五二四円」に改める。

別表第二の一の3の表中「九円」を「十一円」に、「七〇〇円」を「九〇〇円」に、「二、九〇〇円」を「四、一〇〇円」に、「八円」を「十一円」に、「五五〇円」を「七五〇円」に、「二、三〇〇円」を「三、三〇〇円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十八年四月一日から適用する。

鳥取県特別医療費助成条例施行規則をここに公布する。

昭和四十八年十月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第五十三号

鳥取県特別医療費助成条例施行規則

(目的)

第一条 この規則は、鳥取県特別医療費助成条例(昭和四十八年七月鳥取県条例第二十七号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(補助金の額)

第二条 条例第三条の規定による補助金(以下「補助金」という。)の額は、同条に規定する者(以下「医療費受給者」という。)の医療費のうち社会保険各法その他の法令の規定により被保険者等が負担することとなる費用の額(社会保険各法に規定する附加給付として支給される附加給付金があるときは、当該附加給付金の額に相当する額を控除した額)の二分の一に相当する額とする。

(条例別表第三号及び第四号の規則で定める額等)

第三条 条例別表第三号及び第四号の規則で定める額で医療費受給者の所

得に係るものは、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）がないときは、四十三万円とし、扶養親族等があるときは、当該扶養親族等の数に応じて、それぞれ次の表の下欄に定めるとおりとする。

扶養親族等の数	金 額
一人	五二〇、〇〇〇円
二人以上	五二〇、〇〇〇円に扶養親族等のうち一人を除いた扶養親族等一人につき一四〇、〇〇〇円を加算した額（所得税法に規定する老人扶養親族があるときは、その額に当該老人扶養親族一人につき（当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち一人を除いた老人扶養親族一人につき）二〇、〇〇〇円を加算した額）

2 条例別表第三号及び第四号の規則で定める額で医療費受給者の配偶者又は扶養義務者で主として医療費受給者の生計を維持するものの所得に係るものは、扶養親族等がないときは、四百七十九万九千九百九十九円とし、扶養親族等があるときは、当該扶養親族等の数に応じて、それぞれ次の表の下欄に定めるとおりとする。

扶養親族等の数	金 額
一人	四、九〇九、九九九円
養親族等一人につき一四〇、〇〇〇円を加算した額（所得税	四、九〇九、九九九円に扶養親族等のうち一人を除いた扶

二人以上
法に規定する老人扶養親族があるときは、その額に当該老人扶養親族一人につき（当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち一人を除いた老人扶養親族一人につき）二〇、〇〇〇円を加算した額）

3 条例別表第三号及び第四号に規定する所得（以下「所得」という。）は、一月から六月までの間に受けた医療に係る医療費については、前年の所得とし、七月から十二月までの間に受けた医療に係る医療費については、前年の所得とする。

4 所得の範囲及び所得の額の計算方法については、老人福祉法施行令（昭和三十八年政令第二百四十七号）第三条及び第四条の定めるところによる。

（条例別表第五号の規則で定める疾病等）
第四条 条例別表第五号の規則で定める疾病及び規則で定める者は、別表に定めるとおりとする。

（補助金の交付の申請）
第五条 補助金の交付の申請をしようとする市町村長は、特別医療費補助金交付申請書（様式第一号）に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

一 特別医療費補助所要額調査書（様式第二号）
二 当該特別医療費助成事業に係る歳入歳出予算を証する書類
（補助金の交付の方法）

第六条 知事は、四半期ごとに、概算払の方法により補助金を交付するものとする。

(補助金の交付の請求)

第七条 補助金の交付の請求をしようとする市町村長は、特別医療費補助金概算(精算)交付請求書(様式第三号)に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

一 交付決定通知書の写し

二 特別医療費補助金受入額調査書(様式第四号)

(経理状況調)

第八条 補助金の交付を受けた市町村長は、四半期ごとに特別医療費経理状況調(様式第五号)を作成し、当該四半期の最終の月の翌月の二十日までに知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第九条 補助金の交付を受けた市町村長は、会計年度が終了したときは、特別医療費補助事業実績報告書(様式第六号)を作成し、翌年度の四月二十日までに当該特別医療費助成事業に係る歳入歳出決算の見込書を添付して知事に提出しなければならない。

(鳥取県補助金等交付規則との関係)

第十条 補助金の交付については、この規則に定めるもののほか、鳥取県補助金等交付規則(昭和三十二年四月鳥取県規則第二十二号、第十三条、第十四条及び第十五条第一項の規定を除く。)の定めるところによる。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和四十八年十月一日から適用する。

(鳥取県老人医療費助成条例施行規則の廃止)

2 鳥取県老人医療費助成条例施行規則(昭和四十七年二月鳥取県規則第四号)は、廃止する。

別表

疾 病	患 者
心臓疾病	十八歳未満の者で入院して内科的治療を受けているもの
小児慢性腎炎、ネフローゼ又は小児気管支ぜんそく	十八歳未満の者で通院して治療を受けているもの
リユーマチ熱	十八歳未満の者で入院して治療を受けているもの
先天性代謝異常(ウイルソン病、先天性クレンチン病、先天性無ガンマグロブリン血症、フェニールケトン尿症、ホモシスチン尿症、シスチン尿症、楓糖尿症及びガラクトーシ血症)	七歳以上の者
血友病	十三歳以上の者

備考 この表に定める疾病(以下「対象疾病」という。)には、対象疾病に直接起因して併発した疾病を対象疾病とあわせて治療を受ける場合における当該疾病を含むものとする。

様式第1号

番 号

特 別 医 療 費 補 助 金 交 付 申 請 書

職 氏 名 殿

年度において、特別医療費補助金の交付を下記のとおり受けたいので、鳥取県特別
医療費助成条例施行規則第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

年 月 日

市町村長 氏 名 ㊟

交付申請額	金	円
-------	---	---

添 付 書 類

- 1 特別医療費補助所要額調書
- 2 特別医療費助成事業に係る歳入歳出予算を証する書面

様第式2号

特別医療費補助所要額調書

年度

市町村名

1 特別医療費補助所要額

助成事業区分	補助基本額 (イ)	補助所要額 (イ)× $\frac{1}{2}$ (ロ)	備 考
条例別表第1号			
条例別表第3号 (65歳以上)			
小 計			
条例別表第2号			
条例別表第3号 (65歳未満)			
条例別表第4号			
小 計			
条例別表第5号			
合 計			

- (注) 1 補助所要額は、千円未満は切り捨てること。
 2 補助基本額算出内訳を別紙として添付すること。

2 補助対象人口

補助対 象人口 (年月日) (現在)	内 訳	人 員						合計
		条例別表 第1号 該当者	条例別表 第2号 該当者	条例別表第 3号該当者 (65歳以上)	条例別表第 3号該当者 (65歳未満)	条例別表 第4号 該当者	条例別表 第5号 該当者	
	国民健康保 険被保険者							
	その他被保険者又 は組合員							
	の社会 保 險 被扶養者							
	計							

(注) 補助対象人口は、特別医療費補助金交付申請書の提出月の初日現在とする。

様式第3号

特別医療費補助金概算(精算)交付請求書

職 氏 名 殿

年 月 日付 特医第 号をもって交付決定通知のあつた特別医療費
補助金を下記のとおり請求します。

年 月 日

市町村長 氏 名 印

記

交付請求額	金	円
-------	---	---

添付書類

- 1 交付決定通知書の写し
- 2 特別医療費補助金受入額調書

様式第4号

特別医療費補助金受入額調書 (第 / 4 半期分)

市町村名

助成事業区分	交付決定額累計 (ア)	前回までの受入額 (イ)	今回請求額 (ウ)	残 額 (ア)-(イ)+(ウ) (エ)	備 考
条例別表第1号					
条例別表第3号 (65歳以上)					
小 計					
条例別表第2号					
条例別表第3号 (65歳未満)					
条例別表第4号					
小 計					
条例別表第5号					
合 計					

様式第5号

特別医療費経理状況調

(年度 / 4半期分)

市町村名

助成事業区分			支出済額					収入額 (イ)	補助額 所要額 (ウ)-(イ) × $\frac{1}{2}$	県補助 金受入 済額 (ニ)	差引過 不足額 (ウ)-(ニ) (オ)	備考	
			前期ま での支 出済額	本期支出内訳									合 計 (ア)
				月分	月分	月分	計						
条例別表第一号	現物 給付額	延件数						/	/	/			
		金額											
	償還 給付額	延件数											
		金額											
	計	延件数											
		金額											
条例別表第三号 (六十五歳以上)	現物 給付額	延件数						/	/	/			
		金額											
	償還 給付額	延件数											
		金額											
	計	延件数											
		金額											
小計	現物 給付額	延件数						/	/	/			
		金額											
	償還 給付額	延件数											
		金額											
	計	延件数											
		金額											
条例別表第二号	現物 給付額	延件数						/	/	/			
		金額											
	償還 給付額	延件数											
		金額											
	計	延件数											
		金額											
条例別表第三号 (六十五歳未満)	現物 給付額	延件数						/	/	/			
		金額											
	償還 給付額	延件数											
		金額											
	計	延件数											
		金額											

条例別表第四号	現物	延件数																			
	給付額	金額																			
	償還	延件数																			
	給付額	金額																			
	計	延件数																			
		金額																			
小計	現物	延件数																			
	給付額	金額																			
	償還	延件数																			
	給付額	金額																			
	計	延件数																			
		金額																			
条例別表第五号	現物	延件数																			
	給付額	金額																			
	償還	延件数																			
	給付額	金額																			
	計	延件数																			
		金額																			
合計	現物	延件数																			
	給付額	金額																			
	償還	延件数																			
	給付額	金額																			
	計	延件数																			
		金額																			

- (注) 1 延件数は、特別医療費請求書及び特別医療費申請書により支給した件数を記入すること。
- 2 収入額(イ)欄には、損害賠償による返還金、不正利得による返還金及びその他の収入の累計額を記入すること。

様式第6号

番 号

特別医療費補助事業実績報告書

職 氏 名 殿

鳥取県特別医療費助成条例施行規則第9条の規定に基づき、昭和 年度における事業実績を次のとおり報告します。

昭和 年 月 日

市町村長 氏 名 ㊦

助成事業 区 分	助成費支給件数		特別医療 費助成支 出額 (ア) 円	収入額 (イ) 円	特別医療 費補助基 本額 (ウ)-(イ) (ウ) 円	補助所要 額 (ウ)× $\frac{1}{2}$ (エ) 円	補助金 受入済額 (オ) 円	差 引 過不足額 (エ)-(オ) (カ) 円	備 考
	区 分	延件数							
条例別表 第 1 号	国民健康保険 被 保 険 者	件							
	その他 の社会 保険	被 保 険 者 又 は 組 合 員							
		被 扶 養 者							
条例別表 第 3 号 (65歳以上)	国民健康保険 被 保 険 者								
	その他 の社会 保険	被 保 険 者 又 は 組 合 員							
		被 扶 養 者							
小 計	国民健康保険 被 保 険 者								
	その他 の社会 保険	被 保 険 者 又 は 組 合 員							
		被 扶 養 者							
条例別表 第 2 号	国民健康保険 被 保 険 者								
	その他 の社会 保険	被 保 険 者 又 は 組 合 員							
		被 扶 養 者							
条例別表 第 3 号 (65歳未満)	国民健康保険 被 保 険 者								
	その他 の社会 保険	被 保 険 者 又 は 組 合 員							
		被 扶 養 者							

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】

条例別表 第4号	国民健康保険者 被保険者																			
	その他の社会 保険	被保険者 又は組合員																		
		被扶養者																		
小 計	国民健康保険者 被保険者																			
	その他の社会 保険	被保険者 又は組合員																		
		被扶養者																		
条例別表 第5号	国民健康保険者 被保険者																			
	その他の社会 保険	被保険者 又は組合員																		
		被扶養者																		
合 計	国民健康保険者 被保険者																			
	その他の社会 保険	被保険者 又は組合員																		
		被扶養者																		

(注) 延件数は、本年度に特別医療費請求書及び特別医療費申請書により支給した件数を記入すること。

添付書類 特別医療費助成事業に係る歳入歳出決算の見込書